

豊橋市総合体育館利用規約

第1条（開館時間）

- ・午前9：00～午後9：00

第2条（休館日）

- ・毎週月曜日（当該月曜日が国民の祝日又は振替休日に当たるときはその日後において最も近い休日でない日）、
- ・年末年始（12月29日～翌年1月3日）

第3条（専用利用方法）

1. 抽選予約（第1会議室、第2会議室、研修室に限る）

申込可能期間

- ・利用日3か月前の1日午前9時から同月15日午後5時まで

抽選日

- ・利用日3か月前の16日

結果確認

- ・利用日3か月前の20日 午前9時以降

申込み方法

- ・予約システムよりお申込みください。抽選申込みは1団体あたり1か月につき5申込みまで可能で、第3希望まで設定ができます。（同一内容の複数申込み、同一日の複数申込みはできません。）

2. 一般予約（全館共通）

申込可能期間

- ・利用日の2か月前～5日前まで

申込み方法

- ・予約システムでお申込みまたは豊橋市総合体育館窓口に申請書を提出してお申込みください。

3. 申込取消

- ・利用期日の5日前を原則とします。これ以降の取消しは相当な事由がない限り利用料を徴収します。

第4条（専用利用制限）

- ・館の利用は、原則引き続き6日を越えることができません。

第5条（個人利用制限）

- ・夜間利用の小・中学生については、指導者又は保護者同伴を原則とします。

第6条（利用料金の納付）

- ・個人利用券は利用する際に購入することとし、専用利用の場合は、少なくとも利用日当日速やかに納付してください。

第7条（遵守事項）

- ・ 入場人員は、館内に収容し得る人員を基準としてください。
- ・ 建物又は敷地内では喫煙しないでください。
- ・ 所定の場所以外での飲食、または火気の使用をしないでください。
- ・ 他人の迷惑となるような行為をしないでください。
- ・ 許可なく物品の販売をしたり、陳列をしたりしないでください。
- ・ 利用後は整備、清掃を行い、後の利用者に迷惑のかからないようにしてください。
- ・ その他管理上必要な職員の指示に反する行為をしないでください。